

(1) 制度概要

不妊治療の多くは令和4年度より保険適用となっており、県は保険適用となる不妊治療と保険適用とならない先進医療の一部を含む不妊治療を助成対象としている。市の助成対象は保険適用とならない部分のみとしていたが、令和8年度より助成対象を保険適用の内・外を問わず、県が助成対象とする治療や検査に対し、県助成後の自己負担額を全額助成することとし、支援の拡大を図る。

(2) 助成内容

現状	R8年度より
不妊治療費のうち保険適用外の部分のみ	保険適用・保険適用外を問わず、県が助成対象とする治療に対し、県助成後の自己負担額を助成

具体的な治療例

不妊検査、一般不妊治療（タイミング療法、薬物療法等）、特定不妊治療（体外受精、顕微授精等）、不育症

低所得世帯の大学受験等支援事業補助について

(1) 制度概要

児童扶養手当受給世帯、母子・父子家庭等医療費助成受給世帯、市民税非課税世帯に対して、こどもの大学等進学にかかる受験料・模擬試験受験料の一部を助成することで経済的な負担を軽減し、高校卒業後の進学に向けた学びを応援し、自立促進の向上を図る。

(2) 助成内容

- ・ 大学等受験料補助 (高校3年生等※) 一人あたり 上限53,000円
- ・ 模擬試験受験料補助 (高校3年生等※) 一人あたり 上限 8,000円
- (中学3年生) 一人あたり 上限 6,000円

※高校3年生等・・・19歳の年度末